企業主催・共催の「講演会」 ご講演内容に関するお願い

厚生労働省「医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドライン」

(以下、本ガイドライン)

- 第2 医薬品販売製造業者の責務
- 3. 販売情報提供活動の資材等の適切性の確保

販売情報提供活動の資材等は、関係法令や本ガイドラインを遵守 して作成されねばならず、最新の知見等を得たときは、適宜、更 新・修正されること。国際機関や関係業界団体が作成するガイド ライン等も遵守して作成するよう努めること。

ガイドラインが示す 遵守頂きたいルール 関係法令(薬機法他) 販売情報提供ガイドライン 日本製薬工業協会の自主基準 日本生薬漢方製剤協会の自主基準

本ガイドラインQA

「企業主催、共催の講演会は、本ガイドラインの適用」

スライド作成時のお願い

- ①承認の範囲内の内容で作成ください。
 - ⇒「漢方概論」であっても、医療用漢方製剤・生薬の承認(効能効果、 用法用量など)の範囲を逸脱することはできません
- ②他社・他社製品の誹謗中傷と解釈される表現は避けてください。 他社薬剤は、製品名ではなく一般名で記載してください。
- ③著作権・肖像権等のあるものは、転載許諾が必要です。
- ④安全性に関する記載はご配慮ください。 有効性や安全性の強調、保証と解釈される表現は避けてください。
- ⑤「漢方概論」と「エビデンス」は混在させないでください。
- ⑥症例報告はできません。(漢方概論の「証」の説明は除く)
- ⑦エビデンスは、科学的、客観的な根拠に基づくもので、論文の主旨に沿って、実験方法、ネガティブな情報も記載頂き、利益相反についても明記ください。
- ⑧その他